

「学校いじめ防止基本方針」

令和6年6月改定

大阪府立大阪北視覚支援学校

学校いじめ防止基本方針

大阪府立大阪北視覚支援学校

令和6年6月1日改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない幼児・児童・生徒（以下、「生徒等」という。）の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒等を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、生徒等の人格のすこやかな発達を支援するという観点に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、視覚障がい支援学校として専門性の高い教育を実践しており、府民からのニーズも高い。また、幼稚部から高等部専攻科まで幅広い年齢層の生徒等が在籍し、生徒等の視覚障がいの状況についても多様化していることから、それぞれの障がいの状態に応じて適切な指導が求められている。

本校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、めざす学校像として「視覚障がい支援学校として高い専門性を維持・継承し、一人ひとりの幼児・児童・生徒に応じた社会参加への力を育成する」教育を掲げ、実践している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を「いじめ防止基本方針の策定について」（平成25年10月11日付け25文科初第814号）により定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「大阪府立大阪北視覚支援学校いじめ対策委員会」

(2) 構成員

管理職、首席、生徒指導主事、部主事、養護教諭、
(必要に応じて学年主任、担任)

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒等間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒等に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒等に対する支援・加害生徒等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

	全体	備考
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の内容を児童、生徒や保護者に周知 ・個別の教育支援計画によって把握された生徒等の状況の集約 ・個人面談（必要に応じて） ・保護者懇談（家庭での様子の把握） ・家庭訪問 ・アンケート実施 ・体育大会準備期間中による集団活動での協調性の育成 ・体育大会 ・宿泊学習におけるコミュニケーション能力の育成 ・夏季休業期間中の生活指導 	
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談（必要に応じて） ・保護者懇談（家庭での様子の把握） ・アンケート実施 ・文化祭準備期間中による集団活動での協調性の育成 ・文化祭 ・冬季休業期間中の生活指導 	
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談（必要に応じて） ・保護者懇談（家庭での様子の把握） ・アンケート実施 ・春季休業期間中の生活指導 	
備考	各月の生徒支援部会で生徒情報の交換、年間計画の確認等を行う	

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、必要に応じて開催し、取組みの進捗状況やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒等が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校は、これまで培ってきた視覚障がい教育の専門性を維持・継承し、専門教育を実践するとともに、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止のための学校体制をつくる。

2 いじめの防止のための措置

生徒等が安心して安全な学校生活を送ることができるよう全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るもの」という基本認識のもと、いじめのない学校生活を送るための組織(図1)を設置するとともに次に示す取組みを行う。

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内研修等を実施するとともにすべての生徒等が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進める。生徒等に対しては、わかる授業づくり、すべての生徒等が参加・活躍できる教育活動を工夫する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒等が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、日々の教育活動をおして友人づくり、集団づくり、社会性の育成に努める。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒等の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒等が示す変化や危険信号を見のがさないようにアンテナを高く保つ。
- (4) ストレスに適切に対処できる力を育むために自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒等一人ひとりが活躍できる活動に取り組む。学部・学年での行事(校外学習、季節の行事等)、また、学部・学科・学年だけでなく全校的な行事を積極的に活用する。

- (5) 生徒等が自らいじめについて学ぶとともに、日常の教育活動において他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高める取組みを行う。
- (6) 各学部では、次のところに重点をおいて取り組む。
- ① 幼稚部
人と関わる力や思いやりの心を育てるため、集团的関わりを意識した活動を計画的に行う。
 - ② 小学部
お互いを認め合い、思いやりの心を育てるため、学部・学年間の交流を図る。
 - ③ 中学部
集団生活を通して自主性と協力の精神を養う。
 - ④ 高等部普通科
規範意識を高め、豊かな人間関係を育成する。
 - ⑤ 高等部理療科
互いの人権を尊重し、豊かな人間関係が築けるよう、充実した指導を行う。

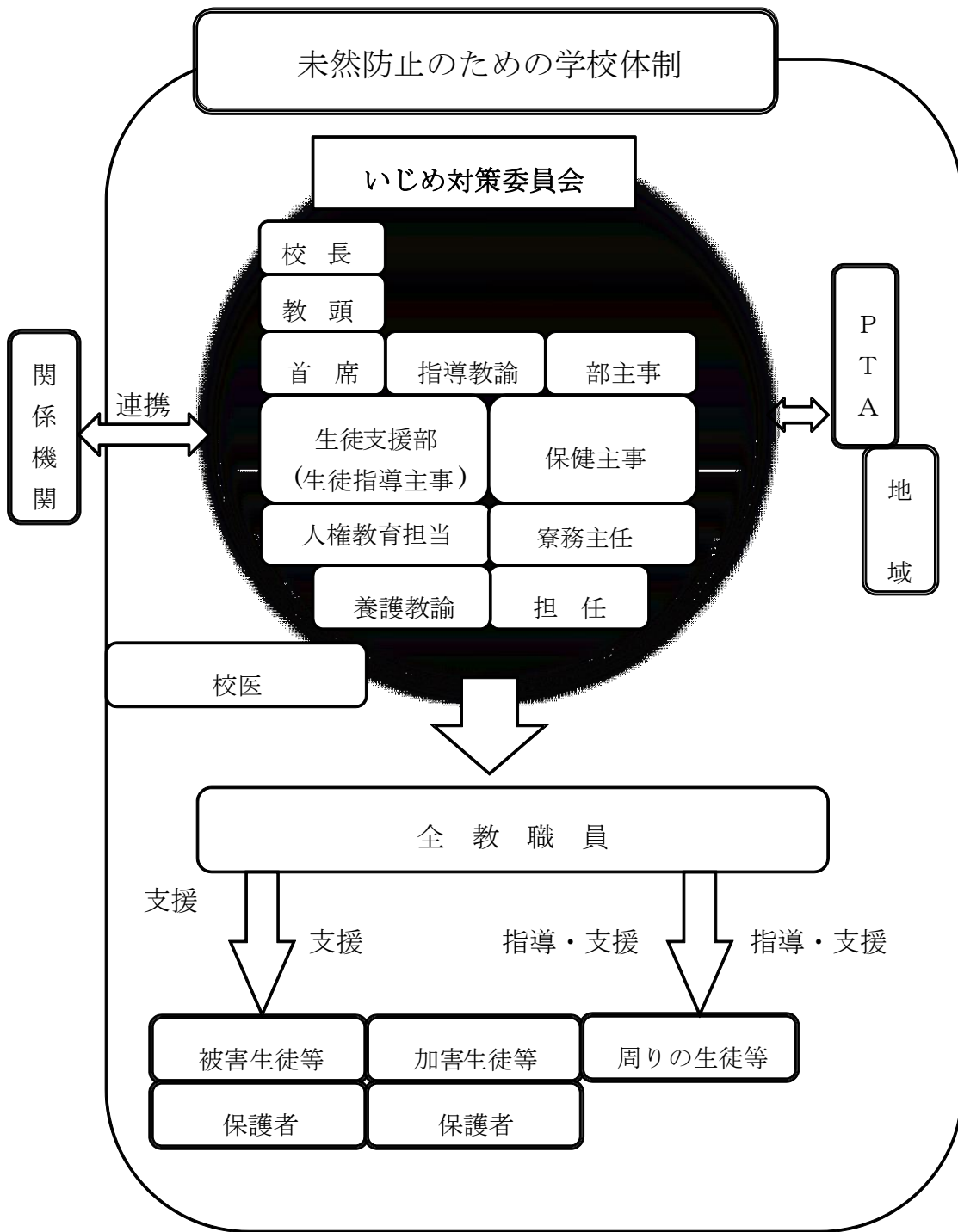


図1

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒等がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒等が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

(生徒等が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと)

生徒等の個別の障がいの特性や状況を理解したうえで、気になる変化や行為があったときは、速やかにクラス、学年、学部、管理職で情報を共有しチームとして対応する。また、連絡帳等の記述にも注意を払い、保護者との連携を常にとるようにする。

(教職員が積極的に生徒等の情報交換を行い、情報を共有すること)

学部会等で生徒等の情報の確認と共有し、生徒支援部会で全校的な生徒等の情報の共有を行い、全校の教職員で全校の生徒等を見守る環境を育成する。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、学期ごとに実施する。

必要を感じられる生徒等に対して、定期的に個人面談を実施する等の取り組みを行う。

(2) 保護者と連携して生徒等を見守るため、普段より意見交換・情報交換ができる関係を構築する。

(3) 生徒等、その保護者、教職員が、抵抗なく相談できる体制として、相談者の匿名性が守られる(必要な場合については教職員に対しても)個別相談室を設置する。

(4) 学校だより、学部だより、保健だより等の配付物を活用することにより、相談体制を広く周知する。

いじめ対策委員会を必要に応じて実施することにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒等の個人情報については、その対外的な取扱いについて、大阪府の個人情報保護条例、本校の個人情報保護規定の定めるところにより慎重かつついでいねいに対応する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒等のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒等の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事案を見ると、いじめた生徒等自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事案に関係した生徒等同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事案の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒等や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒等や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒等やいじめを知らせてきた生徒等の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに部主事や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒等から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒等を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると

きは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒等又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒等に寄り添い支える体制を作る。その際、いじめられた生徒等にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中止となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒等への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒等からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒等からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒等の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒等への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設けいじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒等の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒等に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒等に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒等に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒等にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒等は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先

生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒等に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒等が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒等一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒等が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒等の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒等への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒等が、人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒等からの聞き取り等の調査、生徒等が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒等の意向を尊重するとともに、当該生徒等・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ物への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害生徒等が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか

かを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒等及び加害生徒等については、日常的に注意深く観察を行う。